

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根3号炉
設置変更許可）【23】

2. 日時：令和5年6月9日 13時30分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

小林主任安全審査官、岩崎安全審査官、宮崎安全審査専門職

システム安全研究部門

柴副主任技術研究調査官、酒井技術参与

シビアアクシデント研究部門

塚本主任技術研究調査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他7名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

炉心設計部 チーフスペシャリスト 他1名

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所3号炉の設置変更許可申請書のうち、炉心解析等に用いる解析コード（LANCR/AETNA）について、令和5年6月5日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【炉心解析コード（LANCR/AETNA（審査会合における指摘事項に対する回答））】

○ 中国電力がQMS上の調達管理の一環として実施した、メーカーにおけるLANCR/AETNAの検証の確認について、その実績の根拠である中国電力の下部規定、確認のエビデンス（議事録など）を説明すること。

○ LANCR/AETNAに係るメーカーの品質保証計画書について説明すること。

○ AETNAの妥当性確認のうち燃料棒出力分布（ガンマスキャンとの比較）に相当する、PANAC11の妥当性確認について、最新のライセンシングトピカルレポートを示して説明すること。また、NRCに提出されたLANCRO2、PANAC11に係るライセンシングトピカルレポートの概要について説明すること。

○ LANCR及びLANCRO2それぞれの妥当性確認における、連続エネルギーモンテカルロ計算の位置付けの違いを補足して説明すること。

○ LANCRの妥当性確認のうち臨界試験との比較について、MCNPによる試

験と比較しても不確かさが小さいこと、ALEX を介した計算手法が従来から用いられている手法であることを説明すること。

- 計算値と参照値の差の定量化において、標準偏差、RMS、95%信頼度－95%確率値の使い分けの基本的な考え方を補足して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし